

建業第 318 号
建技第 438 号
平成27年3月30日

交通基盤部各関係課長様
交通基盤部出先機関の長様
各農林事務所の長様

交通基盤部長

設計・施工一括発注方式（総合評価型）試行要領について（通知）

このことについて、別添のとおり交通基盤部設計・施工一括発注方式（総合評価型）試行要領を定め、平成27年4月1日から施行することとしたので、通知します。

担当 建設業課指導契約班
電話番号 054-221-3059
担当 建設技術監理センター技術支援第3班
電話番号 054-268-5004

設計・施工一括発注方式（総合評価型）試行要領について

1 制定の理由

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）（以下「品確法」という。）の基本理念に基づく「発注関係事務の運用に関する指針〔指針本文〕（案）」で示されている多様な入札契約方式の適切な実施のため、必要事項を定めた静岡県交通基盤部設計・施工一括発注方式（総合評価型）試行要領を新たに制定する。

2 内容

必要事項を定めた静岡県交通基盤部設計・施工一括発注方式（価格競争型）試行要領を基に、総合評価型実施に必要な関係条項を定める。

- （ 1 ）意見聴取機関（設計・施工一括発注（総合評価型）審査委員会）
- （ 2 ）意見聴取事項

3 施行期日

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

設計・施工一括発注方式（総合評価型）試行要領

（目的）

第1条 この要領は、静岡県交通基盤部が発注する設計・施工一括発注方式（総合評価型）を適正かつ円滑に試行するため、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計・施工一括発注方式（総合評価型）とは、設計と施工を一体的に発注するものであり、入札に参加しようとする者から技術提案を受け付け、事前審査で採用された技術提案を基に、資格確認通知を受けた者による価格と技術提案を合わせ総合的に評価し、受注者を決定する入札方式をいう。
- (2) 技術提案とは、執行機関の長が示す概略の仕様と基本的な性能・設計等に基づき、入札に参加しようとする者が工事施工に必要な設計及び施工方法等について提出するものをいう。
- (3) 設計・施工提案書とは、(2)に示すもののうち、設計・施工方法等を明示した提案書をいう。
- (4) 技術提案書とは、(2)に示すもののうち、発注者が示す標準案を実現する上で有効な施工上の工夫等を明示した提案書をいう。
- (5) 提案者とは、技術提案を行った者をいう。

（対象工事）

第3条 設計・施工一括発注方式（総合評価型）の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、制限付き一般競争入札に付する工事であって、高度又は特殊な技術力を要するとともに、民間による施工技術の開発が著しく、設計・施工技術を一括して活用することが適当なものとする。

ただし、執行機関の長が必要と認める場合はこの限りではない。

（技術提案を求める範囲の決定）

第4条 執行機関の長は、技術提案を求める範囲の決定について、あらかじめ別に定める設計・施工一括発注方式（総合評価型）審査委員会（以下「設計施工委員会」という。）を工事ごとに設置し、意見を聴かなければならないものとする。

(技術提案の募集)

第5条 執行機関の長は、技術提案の募集に当たっては、入札公告に、次の事項を明示するものとする。

- (1) 当該入札公告に係る工事が設計・施工一括発注方式(総合評価型)の対象工事であること。
- (2) 設計・施工提案書及び技術提案書を求めること。また、必要に応じて見積書を求めること。
- (3) 技術提案の審査の結果、提案が採用されない場合があること。
- (4) 執行機関の長が、提案者に対し、その審査において執行機関の長と提案者のヒアリング(以下「技術対話」という。)を行うことの有無及び技術対話後に改善された技術提案を受け付けることの有無。
- (5) 技術提案については、その内容が一般的に使用される状態となった場合は、その後の工事等において、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する技術提案についてはこの限りではないこと。
- (6) 執行機関の長が技術提案を適正と認めることにより、設計及び施工に関する提案者の責任が軽減されるものではないこと。
- (7) 技術提案に要する様式

(設計・施工提案書及び技術提案書の提出)

第6条 執行機関の長は、入札に参加しようとする者に対し、入札参加資格確認申請書の提出の際に併せて、設計・施工提案書及び技術提案書を提出させるものとする。また、必要に応じて見積書を提出させるものとする。

- 2 前項の規定により提出された設計・施工提案書、技術提案書等は次により取り扱うものとする。
 - (1) 設計・施工提案書、技術提案書及び見積書の作成等に要する費用は、提案者の負担とする。
 - (2) 設計・施工提案書、技術提案書及び見積書の返却及び公表は行わないものとする。
 - (3) 設計・施工提案書、技術提案書及び見積書の提出後における提出内容の変更は認めないものとする。なお、技術対話を行う場合は、改善された設計・施工提案書、技術提案書及び見積書の提出後における提出内容の変更は認めないものとする。

(技術提案の審査)

第7条 執行機関の長は、技術提案が提出された場合は、これを審査する。ま

た、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときは、あらかじめ設計施工委員会の意見を聴かなければならないものとする。

- 2 執行機関の長は、次の場合について、技術的判断の必要性に応じて、あらかじめ、設計施工委員会の意見を聴くことができるものとする。
 - (1) 設計・施工提案書及び技術提案書を審査し、評価を定めようとするとき。
 - (2) 改善された設計・施工提案書及び技術提案書を審査し、評価を定めようとするとき。
 - (3) 高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格を定めようとするとき。
- 3 審査に当たっては、設計案及び施工方法案等に基づいて工事目的物の機能・品質の確保を前提とした施工の確実性及び安全性等を評価するものとする。
- 4 執行機関の長は、高度な技術等を含む技術提案を求めた場合は、技術提案の審査結果を踏まえて、予定価格を定めることができる。この場合において、執行機関の長は、技術提案の審査に当たり、設計施工委員会の意見を聴くものとする。

(提案者に対する採否の通知等)

- 第8条 執行機関の長は、技術提案の採否について、別に定める技術提案採否通知書により提案者に通知するものとする。
- 2 前項の場合、技術提案が適正と認められなかった項目内容については、その理由を付記して提案者に通知するものとする。

(技術提案の否認に対する説明等)

- 第9条 前条の規定に基づき技術提案が適正と認められない旨の通知を受けた者は、通知の日の翌日から5日以内に執行機関の長に説明を求めることができるものとする。この場合、書面(様式自由)を持参することにより行うものとし、郵送によるものは受け付けないものとする。
- 2 執行機関の長は、前項の理由を求められたときには、原則として、入札参加資格がないと認めた理由等についての説明を求めることができる最終日の翌日から5日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(改善過程の公表)

- 第10条 執行機関の長は、技術提案を行った者に対し、その審査において、技術提案についての改善を求めた場合は、落札者決定後に技術提案の改善に係る過程の概要を公表するものとする。

(その他)

第11条 以下の内容は、次により取り扱うものとする。

- (1) 本要領に定めのない事項については、静岡県建設工事制限付き一般競争入札実施要領及び静岡県交通基盤部総合評価落札方式実施要領の定めるところによるものとする。
- (2) その他必要な事項は、別途定めるものとする。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

